

令和2年度信玄公生誕500年記念事業 信玄公生誕500年記念キックオフイベント企画実施等業務委託  
及び信玄公生誕500年記念映像コンテンツ制作等業務委託プロポーザル 質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	「映像コンテンツ制作等業務」仕様書、4-(1)	『撮影を行う専門家について協議のうえ選定する』とありますが、企画提出時に撮影者のプロフィール等を示す必要がありますか。	企画提出時において撮影者のプロフィールは必ずしも求めるものではありませんので、企画提案者の判断でお願いします。
2	「映像コンテンツ制作等業務」仕様書、4-(2)	制作する映像コンテンツのタイプは、長尺の完全版1本、3分程度のダイジェスト版2本、その各3言語字幕版の計9タイプでよろしいですか。	映像コンテンツは、完全版の1本、ダイジェスト版の2本を各4言語(日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字))制作していただき、計12本となります。
3	「映像コンテンツ制作等業務」仕様書、5-(1)-③、および6	『映像および写真』、『マスターデータ』について、文化財や著名人など、弊社のみ権利に寄らない素材(※)については、納品後、県が自由に使用することはできないものがありますが、ご了承いただくことはできますか。 ※ご使用の用途、方法、期間などの申請、使用料の支払いが必要なもの	原則としては、仕様書に記載のとおりとなりますが、甲が自由に使用することができないものがある場合には、その旨がわかるように権利関係を整理したうえで甲乙協議のうえ納品していただきます。
4	「キックオフイベント企画実施等業務」仕様書全般	Bパターンのオンライン化、規模変更等を踏まえた場合、事前の限定性、定員性のある内容にシフトすることは問題ございませんか。	Bパターンについては、新型コロナの感染拡大防止に最大限配慮しながら、Aパターンの企画内容で示した全部もしくはその一部をオンライン等で行うなど、代替策の企画立案を行うものとしています。新型コロナの感染拡大防止に最大限配慮し、事前の限定性、定員性のある内容にシフトすることは差し支えありません。